

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第五十四号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成十六年佐賀県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条の国際課の分掌事務中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 海外施策に関すること。

第十六条中「地域医療体制整備室を」の下に「、国際課に国際戦略室を」を加える。

第二十一条第二項中「粒子線治療推進監を」の下に「、経営支援本部に国際戦略推進監を」を加え、同条中第十七項を第十八項とし、第九項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。

9 国際戦略推進監は、上司の命を受けて、海外施策の総合調整及び推進に関する事務を掌理する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年十一月二日から施行する。

（佐賀県財務規則の一部改正）

2 佐賀県財務規則（平成四年佐賀県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「並びに地域医療体制整備室長」を「、地域医療体制整備室長並びに国際戦略室長」に改める。